

<前回>：後期オリエンテーション

後期：自然神学の新しい可能性

1. 言語・解釈学から聖書へ
2. 聖書学の諸動向
3. 聖書学から政治思想へ

3-1：聖書と政治思想 3-2：アガンベン

Exkurs ・アガペーとエロス ・脳科学からキリスト教思想へ

<前回>聖書学と政治思想

(A) 聖書における政治思想の前提

(1) 契約思想

「神—人間（共同体・民族→個人）」の関係＝契約関係、人格関係における神（人格神）

1. 契約の構造：「約束—信頼」 → 責任性・違反への罰則・人格的な関係
2. 契約の起源・由来（創造論）と契約の結末・成就（終末論）

(2) 王国・王権とは

4. 支配とは、だれが支配者か：12部族連合から王政へ

多元的地方分権的システムと一元的中央集権的システム

5. 人間は自然の支配者か？ 創造論は人間中心主義？
6. 支配とは？

・古代イスラエルの王権→部族の利害の調停者 cf. オリエントの専制君主
→調停としての支配

(3) 社会正義、経済と政治

8. 政治は、支配と問いと結び付くと共に、社会正義の問いにおいて具体化する。
- ・現実の宗教を批判的に分析する際に、この二分法には、限界がある。

↓

経済・富・欲望は社会正義に関連して、キリスト教にとって、常に隠れた争点として存在した。

この政治・経済と宗教とのリンクにこそ、宗教の根本的問いがある。

聖書の富者批判、愛の共産制、修道制の成立と展開、宗教改革、土着化など
まず、ここに問題の核心が存在することを認めるところから出発するとどうなるか。

(4) 聖書の宗教と経済との多様な関連性

10. 聖書から特定の政治システムを一義的に導出できない。経済・富の問題も同様である。
富者批判という基調と祝福としての富理解まで。

↓

キリスト教思想は富に対して、いかなる理論を構築できるか？

11. 富者批判：
12. 物質的な豊かさは神の祝福。→ 因果応報と核とする慣習的共同体的な知恵！

(B) 新約聖書の国家理解

(1) 旧約から新約へ

並木浩一「ヨブ記における契約——創造と救済」(『並木浩一著作集1 ヨブ記の全体像』
日本キリスト教団出版局、2013年、260-271頁)

「この時代にもなお、古い自律的な共同体における契約団体の伝統を大事にして兄弟盟約の精神に生きる道を捨てなかった少数の知識人がいた。彼らは祭司の指導を最小限度に押さえて、可能な限り市民の自律性を理念として保持しようと模索した人々である。ヨブ記作者はその一人であったと考えられる。」(264)、「ヨブは東方の異邦の民の一員として虚構的に想定されているにもかかわらず、神が樹立した彼との契約関係への固着は、彼がヤハウエ神とイスラエルとの関わりを知る信徒であることを物語る。」(265)

(2) 新約聖書の国家論の射程

1. 単一の国家論を導き出すことはできない。しかし、新約聖書の諸文書には、政治経済的な問いが繰り返し現れている。

古代キリスト教：迫害から国教化へ、敵対から協調へ。

迫害（規模も期間も様々、棄教者の問題）

2. イエス：論争における国家への言及→多様な解釈が可能、政教分離？

<マルコ 1 2.13-17> 「デナリオン銀貨」「肖像」

「皇帝のものは皇帝に、神のものは神に返しなさい」

・ Richard A. Horsley, *Sociology and the Jesus Movement*, Continuum, 1989.

, *Jesus and Empire. The Kingdom of God and the New World Disorder*, Fortress, 2003.

3. ヨハネ黙示録：迫害下の教会 → 国家との敵対関係

<ヨハネ黙示録 1 3～1 4>

4. バーバラ・ロッシング (Barbara R. Rossing)

「新しいエルサレムにおける生命の川：地上の未来に対する環境論的ヴィジョン」

in: Hessel / Ruether (eds.), *Christianity and Ecology*, Harvard University Press, 2000.

・ロッシングの問題意識：黙示録を非環境論的であると解釈する（黙示録への懐疑論）のとは別の解釈の可能性、むしろ、ヨハネ黙示録を環境論者でフェミニストの新約聖書学者として積極的に読解することを目指している。「黙示録の目的は人々に強く勧め勇気を与え、神の審判と救済を宣言し、希望と正義のヴィジョンをもたらすことなのである。」

・そのためにロッシングが注目するのは、黙示録が提示する、バビロンとエルサレムという対照的な二つの都市のヴィジョン、二つの対照的な政治経済学のヴィジョンである。

・別の経済的ヴィジョン、新しいエルサレム（生命の都）は環境論的。

・「テキストがわれわれに呼び起こすのは、都市的で環境的な危機、グローバルな市場経済の危機のただ中における神への信頼である。」(214)

・贈与的経済 (a gift economy)

生命の水をすべての人に値なく飲ませる。われわれがエコシステムに対してダメージを与えることへの預言者的な批判

・諸民族の癒やし。創世記 3:22 の禁止命令を克服する生命の木のヴィジョン。

(3) パウロの共同体と経済

5. パウロの意義：市民社会のキリスト教、国教化以降の状況との合致

6. Richard A. Horsley, *Covenant Economics. A Biblical Vision of Justice for All*, Westminster/John Knox Press, 2009.

Part 2: The Renewal of Covenantal Community

The Assemblies of Christ in the Letters of Paul

the assemblies of Christ were communities with political-economic aspects inseparable from the religious aspect. (135)

a nascent alternative society that separated itself from the dominant imperial society as much as possible. (140)

By that he did not mean that the whole cosmos, including societal life, was coming to a catastrophic end. He meant rather that the days of the Roman imperial order were numbered, that "the rulers of this age ... are doomed to perish" (1Cor. 2:6-8). (141)

7. Richard A. Horsley, "Introduction," in, Richard A. Horsley (ed.), *Paul and the Roman Imperial Order*, Trinity Press International, 2004.

These many indications in Paul's Letters shows that his gospel and mission stood sharply opposed to Caesar and the Roman imperial order, and not to the Jewish Law. Hence, Pauline scholarship needs to take a keen interest in understanding why and in what ways Roman power and the Roman imperial order impinged upon, and were objectionable to, Paul and the people among whom he worked. . . . the field is only beginning to investigate the conflictual relationship of Paul and the Roman imperial order.

（4）パウロ論から（補足）

1. 水垣渉「思考者パウロとその高揚した語り——ローマ書8:38-39を中心にして、故泉治典氏の記念に」（思想とキリスト教研究会『途上』28、2013年、3-27頁）

・聖書神学：聖書の諸文書に内在する神学／聖書の諸文書の信仰・思想についての神学

↓

cf. 神学概念の多義性あるいは幅

思考者としてのパウロ、特にローマ書。

「非思考者パウロ」という神話。哲学的知恵への批判者（I コリント）

・修辞と論理：告白的文体、情意（情動性・情緒性）、

高揚体：相手を転向させるための文体（アウグスティヌス）

2. ヤーコブ・タウベス『パウロの政治神学』岩波書店、2010年。

(Jacob Taubes, *Die politische Theologie des Paulus*, Wilhelm Fink Verlag, 2003.)

「ユダヤ人としてのわたしがパウロとどのような関係にあるかということ」

「哲学者としてのわたしがパウロとどのような関係にあるのかということ」(7)

「ローマは皇帝崇拝・皇帝宗教の中心地だったのでした」(25)

「いずれかの他の共同体ではなく、ローマ——世界帝国の中心地——の共同体に手紙を書き送ったというところに、もちろんパウロの政治的な天才が示されています。どこに権力を見出すべきか、どこに抵抗勢力を確立すべきかを嗅ぎ分ける感性が、パウロにはありました」(29)、「ローマ書とは一つの政治的な神学である」(30)、「キリスト教文学は、隆盛を極めていた皇帝崇拝に対する抵抗文学だったということです」(31)

3. 聖書学から政治思想へ**3-2:アガンベン****(0) 宗教と意味論**

1. 宗教の概念規定のための仮説

「人間は意味に固執する存在である」＋「人間は本質的に宗教的である」

2. 人間の生物学的条件から。「人間はもっとも不完全な動物である」。

20世紀の哲学的人間学（シェーラ『宇宙における人間の位置』、ゲーレン『人間——その本性および世界における位置』）など）において、詳細に展開された議論である。

・不完全さ＝誕生時の環境適応力の欠如

＝自由（活動によって自己と世界を構築できる）

・「人間は考える葦である」（パスカル）、「自己－世界」構造の可塑性

3. 「象徴を操る動物としての人間」（カッシーラー）→意味世界の構築

4. 結論：「人間は意味に固執する存在である」、意味世界を離れては、人間は生きることができない。

5. 象徴を操る能力によって構築された世界（自らの存在意味が確認できる世界、自分らしさが確保できる世界）を「意味世界」と定義する。

6. では、意味世界はどのような仕方で構築されるのか（知識社会学）

個人と社会の弁証法：外在化（表現）／客体化（疎外）・制度化／内在化（社会化）

7. こうして構築されたわたしたち人間の意味世界は次のような特性を持つ。

意味世界は相対的である、歴史的あるいは偶然的である→恣意性・無根拠さ

意味世界は意味世界内部では根拠付け得ない。

8. 意味に固執する動物としての人間。

無意味性の脅威 → 人間は意味世界を安定化させるものを求める

9. 無根拠な意味世界を安定化させる装置として社会的心理的に生み出されたのが、「意味世界の正当化としての宗教」（なぜに答える、生に意味を与える宗教の機能）である。

10. 以上の結論：「人間は本質的に宗教的である」

11. 意味＝体系内の関係性 → 意味形式(Form)

cf. 内容 (Inhalt)

意味体系自体の生成・消滅＝意味の歴史性

意味体系自体の有意味性は体系内部では根拠づけられない。

不完全性定理、無限遡及のパラドックス

→ 意味根拠 (Gehalt)

↓

意味根拠を意味体系内部で表現する＝象徴

(もはや体系内部で意味づけられる概念ではない。内部にあって内部にない)

12. 天と地の照応関係、権威と権力の相補性

(1) 主権の論理構造——シュミットの場合——

1. 「言論と欲望」の弁証法を主権論へと展開する → 政治と宗教との関わり

2. シュミット『政治的なものの概念』

「いずれにせよ、重大事態をふまえての結束だけが、政治的なのである。……したがって、政治的単位は、およそそれが存在するかぎりつねに、決定的単位なのであって、かつ、例外的事態をも含め、決定的事態についての決定権を、概念上必然的につねに握っていないてはならない、という意味において『主権をもつ』単位なのである。」(シュミット、1922、36)

3. 政治(友・敵の敵対構造)にとって主権(決定的事態における決定遂行の権限)は論理的に不可避的である。

主権:「人間の物理的生命を支配する」権力であり、それは、「刑の判決の形で、人間の生死を意のままにする権限、すなわち生殺与奪の権」を含むものである。

↓

4. 法秩序の内部にありながら、法秩序を超える。

主権が行使する権力について。「いかなる正統性・合法性といえども、そのために人間が殺りくし合うことを正当化することはできない」し、「倫理的・法的規範をもってしても、戦争を理由づけることはできない」(同、54)。

5. 「決定的な政治的単位としての国家は、途方もない権限を一手に手中にしている。すなわち、戦争を遂行し、かつそれによって公然と人間の生命を意のままにする可能性である。なぜなら、交戦権は、このような自由に処理する権能を含んでいるからである。」(同、48)

6. 主権国家論から、多元的国家論や世界国家論を否定。 cf. アーレント、ムフ

「国家が単位であり、しかも決定的な単位であるのは、その政治的な性格にもとづく。多元的理論は、社会的諸団体の連合によって単位となる国家の国家理論であるか、さもないければ、たんに国家の解消・否定の理論にすぎない」(同、44)、「多元的国家理論は、まったく自由主義的個人主義の枠を脱していないのである」(同、46)、「全人類を包括する国際連盟の樹立は、けっきょくまた、『人類』と呼ばれる普遍的社会という非政治的な理想状態を組織しようとする、こんにちまでのところもちろんはなはだ不確かな傾向に対応するものでありえよう。……しかしながら、普遍的であることは、完全な非政治性を、したがってなによりもまず第一に、徹底した無国家性を意味するはずのものであろう」(同、65)、「『世界国家』が、全地球・全人類を包括するばあいには、それはしたがって政治的単位ではなく、たんに慣用上から国家と呼ばれるにすぎない。」(同、68)

7. シュミットの自由主義とその多元主義に対する攻撃。「自由主義的な多元主義とそれに伴う政治制度をそのように拒否することは、きわめて危険な結果をもたらし、全体主義へと道を開く」(ムフ、1993、217)。「国家に備わる政治的なものの現実が、自動的に消失してしまわない限り、そうした正統性原理レベルでの多元主義はあり得ない」(同、263)、また「民主主義の持つ等価性の論理」と「自由主義の差異の論理」は究極

キリスト思想の新しい展開——自然・環境・経済・聖書（1）——

的に両立不可能なものではあるが、「しかしそれは、シュミットが言明したように、自由民主主義が存立不可能な統治形態であることを意味するものではない。それどころか、私の考えでは、同一性の論理と差異の論理とのあいだのこうした緊張関係の存在こそが、多元主義的民主主義の本質を規定しているのである」（同、267）。

8. 政治における人間の平等性（同一性）と差異→ユニークな人格。

「人間の複数性とは、唯一存在の逆説的な複数性である」（アーレント、1958、287）

（2）主権の論理構造——アガンベンの場合——

9. シュミットの主権論あるいは「原初的な政治的構造」（アガンベン、1995、107）。

シュミットの主権論 → 逆説と例外という論理構造

10. 「主権の逆説は次のように言い表される。『主権者は、法的秩序の外と内に同時にある』。主権者は事実、例外状況を布告し、それによって秩序の効力を宙吊りにするという権力を法的秩序によって認められている者である。だとすれば、主権者は『法的秩序の外にありながら、法的秩序に所属している。というのは、憲法が全面的に宙吊りにされるかどうかの決定は彼に任されているからである』。『同時に』という正確を期した表現は、ありきたりのものではない。主権者は、法の効力を宙吊りにする合法的な権力をもつことによって、合法的に、法の外に身を置く」（同、25）、「シュミットによれば、主権による例外化において問題になっているのは法的規範のもつ効力の可能性の条件そのものであり、また、国家の権威の意味そのものでもあるからだ。主権者は例外状態を通して『状況を創造し保証』する。」（同、28）

11. 主権の論理構造：「法的秩序の外と内」の「同時」の逆説性。

しかし、法という意味システムを根拠付けるものは何か？

12. システムの根拠付けをシステム内部から行なう際に発生する逆説（無限遡及のパラドックス）。

「現代の思考はあらゆる領域で例外の構造に直面している。したがって、言語活動による主権の要求とは、意味を外示と一致させようとする企てである」（同、40）。

意味と外示 → 意味と指示、言語の内と外

芦名定道『ティリッヒと現代宗教論』北樹出版、1994年、86-99頁。

13. 例外と宗教（宗教と政治との深みにおける同型性）

宇宙論的神の存在論証

- ・運動→原因結果の連鎖→無限の禁止→第一原因
- ・「第一原因」：「第一」＋「原因」（qualifier＋Model）

第一原因は例外である。論理の飛躍・隠喩的構造。

Ian T. Ramsey, *Religious Language*, 1957.

芦名定道『ティリッヒと弁証神学の挑戦』創文社。

14. 暴力や欲望との連関。

「法は法でないもの（たとえば自然状態としての純粋な暴力）を、法が例外状態において潜勢的な関連をもつものとして自らを維持することを可能にするものとして前提する。主権による例外化（自然と法権利とのあいだの不分明地帯としての）とは、法的参照を宙吊りにするという形で法的参照を前提することである」（同、33）、「主権者とは、暴力と法権利のあいだが不分明になる点であり、暴力が法権利へ、法権利が暴力へと移行する境界線だ、ということである。」（同、50）

15. 「ホモ・サケル」（Homo Sacer）。古代ローマの文献（ポンペイウス・フェストゥス『言葉の意味について』）に登場する「聖なる人間（ホモ・サケル）」という謎めいた形象——「誰もが処罰されずに殺害することができたが、彼を儀礼によって認められる形で殺害してはならなかった」——から、政治と宗教の関係性の原初形態へ。

近代的な政教分離の二元論のもとで覆い隠される以前の歴史的状況に遡り考察を行う

戦略。

16. 「聖なるものという語の最古の意味が参照している政治的—法的現象を説明することを可能にするものは、聖なるものという大まかな宗教的範疇がもつとされる両価性などではない。その反対なのであって、政治的なものの圏域と宗教的なものの圏域をあらかじめ綿密に画定しておくことによってはじめて、両者の錯綜と複雑な関係の歴史を理解することができるのだ。」(同、116)

R.Otto 批判

17. 「聖化は二重の例外化をなしている。それは人間の法からの例外化であるとともに神の法からの例外化であり、宗教的領域からの例外化であるとともに世俗的領域からの例外化でもある」(同、118)、「ホモ・サケルは、犠牲化不可能性という形で神に属し、殺害可能性という形で共同体に包含される。犠牲化不可能であるにもかかわらず殺害可能である生、それが聖なる生である。」(同、119)
18. 主権とホモ・サケル(例外における同型性)。
「主権の圏域とは、殺人罪を犯さず、供犠を執行せずに人を殺害することのできる圏域のことであり、この圏域に捉えられた生こそが、聖なる生、すなわち殺害可能だが犠牲化不可能な生なのである」(同、120)、「一方の極にある主権者とは、彼に対してはすべての人間が潜勢的にはホモ・サケルであるような者であり、他方の極にあるホモ・サケルは、彼に対してはすべての人間が主権者として振る舞うような者である。その意味で、主権者とホモ・サケルは、同一の構造をもち互いに相関関係にある正反対の二つの形象を提示するものである。」(同、122)

(3) 近代とホモ・サケル

19. 「原初的な政治的構造」から、近代へ。
「生そのものが先例のない暴力へと露出されている」(同、160)、「我々が皆、潜在的にはホモ・サケルであるからかもしれない」(同、162)。
強制収容所、全体主義、人間モルモット、安楽死、脳死(死の政治化)などの一連の問題。
20. 「剥き出しの生の空間(つまり強制収容所)へと政治が根源的に変容し」、「政治がかつてないほど全体主義的なものとして構成されえたのは、現代にあっては政治が生政治へと全面的に変容してしまっているからにほかならない。」(同、166)
- das bloße Leben(Benjamin, 1892-1940) → la nuda vita
21. 「ホップズのいう自然状態は、都市の法権利とまったく関係のない、法に先行する条件のではなく、法権利を構成し法権利に住みついている例外であり境界線である。自然状態は、万人の万人に対する戦いであるというより、正確に言えば、誰もが他の者に対して剥き出しの生でありホモ・サケルであるという状況のことなのである」(同、151)

<参考文献>

1. C. シュミット『政治的なものの概念』田中浩・原田武雄訳、未来社、1970年。
Carl Schmitt, *Der Begriff des Politischen* (1927), Hanseatische Verlagsanstalt, 1933.
2. ジョルジョ・アガンベン『ホモ・サケル——主権権力と剥き出しの生』以文社、2003年。『残りの時——パウロ講義』岩波書店、2005年。
『アウシュヴィッツの残りのもの——アルシーヴと証人』月曜社、2001年。
3. ジョルジョ・アガンベン『王国と栄光——オイコノミアと統治の神学的系譜学のために』青土社、2010年。
4. Colby Dickinson, *Agaben and Theology*, T & T Clark, 2011.
5. 芦名定道「現代思想と〈神〉の問い——ティリッヒからジジェクまで」、『理想』2012. No. 688、40-52頁。